「二宮町墓地等の経営の許可等に関する条例 (素案)」に対する 意見募集の結果について

「二宮町墓地等の経営の許可等に関する条例 (素案)」について、ご意見を募集しました。 期間中にいただいたご意見の概要と、ご意見に対する町の考え方を公表します。

〔意見募集の概要〕

1. 意見募集期間

平成30年9月5日(月)から平成30年10月5日(金)まで

2. 提出方法

郵送、ファックス、電子メール、直接持参

3. 意見提出件数

1件(意見提出者数 1名)

4. 意見の内容及びそれに対する町の考え方別紙のとおり

意見の内容及びそれに対する町の考え方

番号	意見項目	意見内容	町の考え方
1	墓地等の管理	不慮の事態が生じた	墓地等の倒産等が生じた場合の対応については、墓地等の安定した経営、すなわち永
	について	場合(例えば廃業や倒	続性を確保するために、倒産等を防止する手立てとして、申請時においては、墓地等経営
		産・大災害等) の対応を	計画の収支見込みの確認、資金借入先の指定や抵当権等の設定がない自己所有地である
		明記して欲しい。墓の	ことなどを許可の条件としているほか、運営時においても、経営状況等の確認が必要な
		永続性の確保に基づい	場合には、墓地等の管理者から報告を求めることとしています。
		て、墓の保全に努める	また、墳墓は刑法の保護法益であり、墓地使用者の容認しない侵害を行うことは犯罪
		と同時に事業の安定へ	として処罰の対象となることから、一般的には墓地経営主体の承継、又は交代により、墓
		導くような項目が必要	地等の経営が存続するものと考えられますので、上記以外の対応は不要と考えています。
		では?	なお、墓地等の災害等の対応については、がけ崩れ等の防止、墓石の倒壊又は倒壊する
			恐れがある場合の安全措置や破損等した場合の修繕等について規定しています。